

24 契第 2751 号
平成 25 年 3 月 25 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

会津若松市発注工事における現場代理人の配置に係る取扱いについて

会津若松市発注工事では、「会津若松市工事請負契約約款」第 10 条第 2 項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付け、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」において常駐の緩和措置を定めていますが、今回下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

現場代理人の常駐義務緩和要件の取扱いについて

現行の現場代理人の現場常駐義務の緩和措置要件について、当面の間、近接要件の取扱いについて、次のとおり一部を追加します。

【平成 24 年 7 月 1 日～】

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、当面の間、次のア、イ、ウ全てに該当し、近接（建設業法施行令第 27 条第 2 項）の取扱いをすることとした場合には、常駐義務の緩和を行ってきました。

- ア 市が発注した複数の工事で、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
- イ 工事現場の相互間の距離が 5 k m 程度以内であること。
- ウ 常駐緩和による不在時に、当該現場代理人の代わりとなる者が指名されていること。

※平成 24 年 6 月 29 日通知「会津若松市発注工事における現場代理人の配置に係る取扱いについて」より

【平成 25 年 4 月 1 日～】

上記アの取扱いについて、一部を追加します。

- ア 市が発注した複数の工事で、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

※施工にあたり相互に調整を要する工事（工程調整や安全確保のための調整を要する工事等）の事例

- ・ 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する。
- ・ 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する。 等